

不正な行為による硫酸ピッチの生成と保管の禁止についての要望書

不正に軽油を製造する過程で副生成物として発生する硫酸ピッチは、廃棄物としての適正処理に多額の経費を要するため、不法投棄等に直結しているのが現状です。

硫酸ピッチの処理については、平成16年度に地方税法及び廃棄物処理法が一部改正、施行されるなど、規制や罰則が強化されました。

しかしながら、新規に確認される不適正処理事案は減少しているものの、現在も多量の硫酸ピッチが未処理で残されており、未だに硫酸ピッチの不法投棄等が発生しております。

これを根絶していくためには、抜本的対策が必要であります。

このため、次のとおり要望します。

- 1 軽油識別剤の不正な除去行為の禁止、不正な行為による硫酸ピッチの生成行為及び保管の禁止について、法整備を行うこと。
- 2 硫酸ピッチの広域的な不法投棄を根絶していくために、国が中核となって地方環境事務所などの国の関係機関及び各都府市の連携体制を構築、強化すること。
- 3 不法投棄された硫酸ピッチによる生活環境保全上の支障を迅速に除去するため、行政代執行に対する国の基金の充実を図ること。

平成18年5月15日

内閣総理大臣	小泉純一郎	様
総務大臣	竹中平蔵	様
厚生労働大臣	川崎二郎	様
経済産業大臣	二階俊博	様
環境大臣	小池百合子	様
警察庁長官	漆間巖	様

八都府市首脳会議

座長	神奈川県知事	松沢成文
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	堂本暁子
	東京都知事	石原慎太郎
	横浜市長	中田宏
	川崎市長	阿部孝夫
	千葉市長	鶴岡啓一
	さいたま市長	相川宗一